

## 答申第144号（諮問第199号事案）

### 答 申

#### 第1 審査会の結論

宮城県知事は、本件異議申立ての対象となった部分開示決定において、開示しないこととした情報を全て開示すべきである。

#### 第2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は、平成25年7月25日、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第4条の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、下記の内容について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (1) 汚泥処理許可を持つ中間処理業者が提出した「産業廃棄物の処分実績報告書」の調査票（平成23年度実績分、電子報告も含む）
- (2) 汚泥処理許可を持つ中間処理業者が県内の各保健所に提出した「産業廃棄物の処分実績報告書」の調査票（平成24年度実績分、電子報告も含む）

- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、次のもの（以下「本件行政文書」という。）を特定した。

汚泥処理許可を持つ中間処理業者が提出した「産業廃棄物の処分実績報告書」の調査票（平成23年度実績分）

その上で、本件行政文書について、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、一部について行政文書の開示をしない理由を次のとおり付して、平成25年8月9日付けで、異議申立人に通知した。

条例第8条第1項第3号該当

対象行政文書には、法人の取引先に関する情報が含まれており、公開することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるため。

- 3 これに対し、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成25年8月29日付けで異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

- 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

- 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書等の記載によると、おおむね以下のとおりである。

実施機関は非開示の根拠として、情報公開条例第8条第1項第3号から「法人の取引先に関する情報が含まれており、公開することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるため」としていますが、産業廃棄物処理業は許認可業であり、その業者名や住所、許可番号や処理可能な廃棄物は既に公にされています。そして、委託業者や受託業者が産業廃棄物業者と商取引があることは一般的であり、上記4項目を開示することによって法人等が影響を受けることは考えられない。また、開示を求めた行政文書には価格が含まれず、さらに求めている内容は汚泥についてであり、企業活動のごく一部分であることから、競争上の地位や利益にも影響を与えるとは考えられないため、上記4項目は公になって当然の項目であり、事業者の権利や利益を害するとは認められません。このため、上記4項目を非開示とした実施機関の判断は違法であり、開示すべきと考えます。

また、東日本大震災の被災地である〇〇県〇〇市の同市長は、異議申立人が行った今回と同じような趣旨の「処分場許可事業者が提出した産業廃棄物管理交付等状況報告書（平成23年度分、平成24年度分）」という内容の開示請求に対し、平成〇〇年〇〇月〇〇日、「報告者の印の印影」以外はすべて開示しています。さらに〇〇市長は、異議申立人が同趣旨で行った「排出業者が提出した産業廃棄物管理票交付等状況報告書のうち、汚泥を含むもの一切」について同年〇〇月〇〇日、報告者の印の印影以外は全て開示しています。〇〇市情報公開条例にも情報公開条例第8条第1項第3号と同様の規定がありますが、〇〇市長はこの条例部分を根拠とすることはなく、開示しています。さらに、〇〇県〇〇市でも、異議申立人が行った同趣旨の「排出事業者が提出した産業廃棄物管理票交付等状況報告書のうち、汚泥を含む

もの一切」と「中間処理業者が提出した産業廃棄物管理票交付等状況報告書」についても、〇〇年〇〇月〇〇日に法人の代表者印の印影以外は全面的に開示し、上記4項目も開示しております。産業廃棄物管理票交付等状況報告書と処分実績報告書は同じような記載内容がある文書です。

行政情報を幅広く公にする情報公開制度に則りますと、実施機関の開示をしないという判断は条例の適用を誤っており、上記4項目を開示すべきだと考えます。

なお、〇〇市、〇〇市以外でも首都圏ですと、〇〇県〇〇市が、九州の〇〇県も同じような行政文書で、上記4項目に該当する情報を開示していることもお伝えします。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書等において述べている内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 当該行政文書の中の委託者等に関する情報（許可番号、氏名又は名称、住所）は、報告者が営業活動等により取得した重要な顧客など、営業、販売上の取引先に関する情報であり、これらの取引先の情報は一般には公開されておらず、これらの取引先の情報が公になることにより、他の同業者が容易に顧客情報を入手することが可能になり、この同業者が委託者、すなわち排出事業者に対して通常知り得ない顧客情報をもとに営業活動を持ちかけるなどの行為があった場合には、報告者が不利益を被る可能性がある。

なお、一部を除いて非開示としているのは、委託者が国、地方公共団体であった場合には開示しているためである。

- (2) 当該行政文書は県内の産業廃棄物の処理の実態を把握するため、その発生、移動、処理の状況等について、報告年の前年度1年分の処理実績の報告を求めているものであるが、これは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）に基づいたものではなく、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和53年宮城県規則第7号。以下「廃掃法施行細則」という。）第6条の2の規定に基づき、県独自に事業者からの報告を求めているものである。報告内容については各事業者毎に集計を行い、産業廃棄物の種類別に処分量を公表しており、排出事業者が適正な処理業者を選定する際の資料として活用するこ

とや、当県の廃棄物行政の施策推進のための基礎的な資料を得ることを目的として報告を求めているものであり、報告された個々の情報を一般に公開することを目的としたものではない。

(3) 条例第8条第1項第3号ただし書においては、「事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。」と規定されており、これに該当する場合は非開示対象から除外される。しかし、異議申立人は、開示請求対象を特定の事業者についてではなく、汚泥処分業者全般としており、現実には被害が発生していたり、危害の未然防止や拡大防止のために開示が必要な情報とは考えられず、同号ただし書の規定に該当するものとは認められない。

(4) なお、異議申立人は、異議申立書において、他の自治体における情報公開条例の例をもとに本件処分に係る異議を申し立てているが、情報公開条例は各自治体でそれぞれ制定しているものであり、条例の解釈、制度の運用は、その条例を制定した自治体で判断するものであることから、他の自治体の例をもって本件処分に影響を与えるものではない。

これらのことから、実施機関は、条例第8条第1項第3号に該当すると判断した情報を非開示としたものである。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

### 2 本件行政文書について

本件行政文書は、汚泥処理許可を持つ中間処理業者（以下「報告者」とい

う。)が実施機関に提出した「産業廃棄物の処分実績報告書」の調査票(平成23年度実績分)であり、産業廃棄物の処理の実態を把握するため、実施機関が廃掃法施行細則第6条の2の規定により、産業廃棄物処理業者に前年度の処理実績について報告を求めている文書である。

### 3 条例第8条第1項第3号該当性について

条例第8条第1項第3号は、「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの。」を非開示事由として規定している。

#### (1) 本件処分において非開示とされた情報について

実施機関が条例第8条第1項第3号に該当するものとして非開示とした情報は、本件行政文書に記載された「委託者及び受託者に関する許可番号、氏名又は名称及び住所」であるが、以下において本件処分の妥当性を検討する。

#### (2) 本件行政文書の「委託者(排出事業者又は処分業者)」及び「受託者」に関する情報について

##### イ 「委託者(排出事業者又は処分業者)」及び「受託者」欄に記載された内容について

本件行政文書の「委託者(排出事業者又は処分業者)」の欄には、事業活動によって排出した産業廃棄物の処理を報告者に委託した者の許可番号、氏名又は名称及び住所が記載されている。また、「受託者」の欄には、報告者から中間処理後の廃棄物の再処理もしくは最終処分を受託した者の許可番号、氏名又は名称及び住所が記載されている。

##### ロ 条例第8条第1項第3号適用の考え方について

「1 条例の基本的な考え方について」で示したとおり、条例は原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならない、原則公開の例外を規定した条例第8条第1項各号は、非開示とする合理的な理由のある必要最小限の情報を、可能な限り限定的かつ明確に類型

化している。

条例第8条第1項第3号本文は、法人等又は事業を営む個人（以下「事業者等」という。）の正当な事業活動を保障するため、公開することにより、当該事業者等の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれる情報を非開示としているが、この正当な利益が損なわれる情報とは、生産技術、営業、販売上のノウハウに関する情報等であって、公開することにより、事業者等の事業活動が損なわれると認められるもの等である。

#### ハ 事業者等の取引関係に関する情報の性質について

一般的に事業者等の取引関係に関する情報は、これが明らかになると、同業者の営業活動によって顧客が奪われたり、個別の取引関係から事業の内部事情が推測される可能性等が考えられるため、広く公表される性質の情報ではないと考えられる。

委託者及び受託者は、事業活動の結果排出された産業廃棄物の処理、再処理又は最終処分について、報告者と取引を行った者である。本件行政文書に記載された、産業廃棄物処理業者である報告者の取引先に関する情報が、条例第8条第1項第3号本文に規定する非開示情報に該当するかについて以下検討する。

#### ニ 産業廃棄物処理業の取引関係情報について

廃掃法においては、第1条で「廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、公衆衛生の向上を図ることを目的とする。」と規定されており、産業廃棄物処理業者には、廃掃法第12条第2項の規定により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条に規定する産業廃棄物処理基準に則って産業廃棄物の処理をする義務が課されている。

この廃掃法の目的及び産業廃棄物処理業者は産業廃棄物処理基準に則って処理をするという義務を負っているという観点からすると、産業廃棄物処理業において、事業者は、事業活動の結果が周辺住民の健康又は周辺的生活環境若しくは自然環境に影響を与えるおそれが大きいため、その事業内容について、ある程度明らかにされることは、受忍限度の範囲内であると考えられる。

この場合において、産業廃棄物の排出者が誰であるかということは、これが明らかになることにより、産業廃棄物の種類、量等の情報と組

み合わせることにより、その事業内容、考えられる生活環境・自然環境への影響等を詳細に把握できるようになるものであるから、その公開は産業廃棄物の適正処理について、県民から理解と信頼を得るために必要と考えられる。

理由書において実施機関は、取引先に関する情報が公表されると、同業他者が営業活動を行う等して顧客が奪われ、報告者の正当な利益が損なわれると述べている。

本件行政文書において、産業廃棄物の種類及び量については既に開示されており、非開示とされているのは、取引先の氏名又は名称及び住所である。

事業者等が何らかの事業活動を行った結果、事業活動に関連した産業廃棄物を排出し、その処理について産業廃棄物処理業者と取引を行うことは、ある程度予測できる情報であり、これを明らかにしたとしても、個々の契約において報告者が相手方と実際に取引した個別の処理料金額等の報告者独自の技術、営業のノウハウ等が明らかにされない限り、直ちに顧客を奪われる等の不利益が発生するとまでは考えにくい。

本件行政文書に記載された取引先である委託者及び受託者の氏名又は名称、住所並びに産業廃棄物の種類及び量を公表することは、報告者の不利益につながるおそれはあるものの、受忍限度の範囲内であると考えられる。

#### ホ 排出事業者の事業に関する情報について

また、「委託者」の氏名又は名称及び住所を明らかにすると、特定の事業者等が排出した産業廃棄物の種類及び量が明らかになる。これらは、事業者等の事業活動の内容、規模等を明らかにする情報であるが、廃掃法は第3条において「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と規定している。また、第12条第1項第7号において「事業者は、前二項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」として、事業者に対し、自らが排出した産業廃棄物に対して、発生から最終処分に至るまでの過程において、定められた基準

を遵守して処理する義務を課している。

事業者等は産業廃棄物の発生から最終処分まで自らの責任で適正に処理する義務を負っているという観点からすると、産業廃棄物処理に関し、その事業内容をある程度明らかにされることは、産業廃棄物の適正処理について、県民から理解と信頼を得るためにも、受忍限度の範囲内であると考えられる。

へ 本件処分における取引先に関する情報について

よって、本件行政文書に記載されている取引先に関する情報は、これを公表することで、報告者の事業に不利益を与えるおそれはあるが、報告者の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれるとまでは認められないので、これらの情報は条例第8条第1項第3号に該当せず、開示が妥当である。

#### 4 結論

以上のとおり、実施機関が本件行政文書に記載された「委託者及び受託者に関する許可番号、氏名又は名称及び住所」について、条例第8条第1項第3号を理由に非開示としたことは妥当ではない。

### 第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
25. 9. 30	○諮問を受けた。(諮問第199号)
25. 10. 28	○意見書の提出があった
26. 4. 21 (第332回審査会)	○事案の審議を行った。
26. 5. 22 (第333回審査会)	○事案の審議を行った。
26. 6. 23 (第334回審査会)	○事案の審議を行った。
26. 7. 22 (第335回審査会)	○事案の審議を行った。
26. 8. 25 (第336回審査会)	○事案の審議を行った。
26. 9. 24 (第337回審議会)	○事案の審議を行った。
26. 10. 27 (第338回審査会)	○事案の審議を行った。
26. 11. 26 (第339回審査会)	○事案の審議を行った。
26. 12. 24 (第340回審査会)	○事案の審議を行った。

(参 考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

（平成26年9月30日まで）

氏 名	現 職	備 考
蘆 立 順 美	学識経験者	会長職務代理者
坂 野 智 憲	法律家	
渋 谷 雅 弘	学識経験者	
杉 山 茂 雅	法律家	会長
矢 吹 眞理子	情報公開制度を理解する者	

（平成27年2月23日現在）

氏 名	現 職	備 考
蘆 立 順 美	学識経験者	会長職務代理者
齋 藤 信 一	法律家	
坂 野 智 憲	法律家	会長
渋 谷 雅 弘	学識経験者	
矢 吹 眞理子	情報公開制度を理解する者	

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事は、本件異議申立ての対象となった部分開示決定において、開示しないこととした情報を全て開示すべきである。

第2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は、平成25年7月25日、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第4条の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、下記の内容について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(1) 汚泥処理許可を持つ中間処理業者が提出した「産業廃棄物の処分実績報告書」の調査票（平成23年度実績分、電子報告も含む）

(2) 汚泥処理許可を持つ中間処理業者が県内の各保健所に提出した「産業廃棄物の処分実績報告書」の調査票（平成24年度実績分、電子報告も含む）

- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、次のもの（以下「本件行政文書」という。）を特定した。

汚泥処理許可を持つ中間処理業者が提出した「産業廃棄物の処分実績報告書」の調査票（平成24年度実績分）

その上で、本件行政文書について、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、一部について行政文書の開示をしない理由を次のとおり付して、平成25年8月8日付けで、異議申立人に通知した。

条例第8条第1項第3号該当

対象行政文書には、法人の取引先に関する情報が含まれており、公開することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるため。

- 3 これに対し、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成25年8月29日付けで異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

- 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

- 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書等の記載によると、おおむね以下のとおりである。

実施機関は非開示の根拠として、情報公開条例第8条第1項第3号から「法人の取引先に関する情報が含まれており、公開することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるため」としていますが、産業廃棄物処理業は許認可業であり、その業者名や住所、許可番号や処理可能な廃棄物は既に公にされています。そして、委託業者や受託業者が産業廃棄物業者と商取引があることは一般的であり、上記4項目を開示することによって法人等が影響を受けることは考えられない。また、開示を求めた行政文書には価格が含まれず、さらに求めている内容は汚泥についてであり、企業活動のごく一部分であることから、競争上の地位や利益にも影響を与えるとは考えられないため、上記4項目は公になって当然の項目であり、事業者の権利や利益を害するとは認められません。このため、上記4項目を非開示とした実施機関の判断は違法であり、開示すべきと考えます。

また、東日本大震災の被災地である〇〇県〇〇市の同市長は、異議申立人が行った今回と同じような趣旨の「処分場許可事業者が提出した産業廃棄物管理交付等状況報告書（平成23年度分、平成24年度分）」という内容の開示請求に対し、平成〇〇年〇〇月〇〇日、「報告者の印の印影」以外はすべて開示しています。さらに〇〇市長は、異議申立人が同趣旨で行った「排出業者が提出した産業廃棄物管理票交付等状況報告書のうち、汚泥を含むもの一切」について同年〇〇月〇〇日、報告者の印の印影以外は全て開示しています。〇〇市情報公開条例にも情報公開条例第8条第1項第3号と同様の規定がありますが、〇〇市長はこの条例部分を根拠とすることはなく、開示しています。さらに、〇〇県〇〇市でも、異議申立人が行った同趣旨の「排出事業者が提出した産業廃棄物管理票交付等状況報告書のうち、汚泥を含む

もの一切」と「中間処理業者が提出した産業廃棄物管理票交付等状況報告書」についても、同年〇〇月〇〇日に法人の代表者印の印影以外は全面的に開示し、上記4項目も開示しております。産業廃棄物管理票交付等状況報告書と処分実績報告書は同じような記載内容がある文書です。

行政情報を幅広く公にする情報公開制度に則りますと、実施機関の開示をしないという判断は条例の適用を誤っており、上記4項目を開示すべきだと考えます。

なお、〇〇市、〇〇市以外でも首都圏ですと、〇〇県〇〇市が、九州の〇〇県も同じような行政文書で、上記4項目に該当する情報を開示していることもお伝えします。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書等において述べている内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 当該行政文書の中の委託者等に関する情報（許可番号、氏名又は名称、住所）は、報告者が営業活動等により取得した重要な顧客など、営業、販売上の取引先に関する情報であり、これらの取引先の情報は一般には公開されておらず、これらの取引先の情報が公になることにより、他の同業者が容易に顧客情報を入手することが可能になり、この同業者が委託者、すなわち排出事業者に対して通常知り得ない顧客情報をもとに営業活動を持ちかけるなどの行為があった場合には、報告者が不利益を被る可能性がある。

なお、一部を除いて非開示としているのは、委託者が国、地方公共団体であった場合には開示しているためである。

- (2) 当該行政文書は県内の産業廃棄物の処理の実態を把握するため、その発生、移動、処理の状況等について、報告年の前年度1年分の処理実績の報告を求めているものであるが、これは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）に基づいたものではなく、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和53年宮城県規則第7号。以下「廃掃法施行細則」という。）第6条の2の規定に基づき、県独自に事業者からの報告を求めているものである。報告内容については各事業者毎に集計を行い、産業廃棄物の種類別に処分量を公表しており、排出事業者が適正な処理業者を選定する際の資料として活用するこ

とや、当県の廃棄物行政の施策推進のための基礎的な資料を得ることを目的として報告を求めているものであり、報告された個々の情報を一般に公開することを目的としたものではない。

(3) 条例第8条第1項第3号ただし書においては、「事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。」と規定されており、これに該当する場合は非開示対象から除外される。しかし、異議申立人は、開示請求対象を特定の事業者についてではなく、汚泥処分業者全般としており、現実には被害が発生していたり、危害の未然防止や拡大防止のために開示が必要な情報とは考えられず、同号ただし書の規定に該当するものとは認められない。

(4) なお、異議申立人は、異議申立書において、他の自治体における情報公開条例の例をもとに本件処分に係る異議を申し立てているが、情報公開条例は各自治体でそれぞれ制定しているものであり、条例の解釈、制度の運用は、その条例を制定した自治体で判断するものであることから、他の自治体の例をもって本件処分に影響を与えるものではない。

これらのことから、実施機関は、条例第8条第1項第3号に該当すると判断した情報を非開示としたものである。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

### 2 本件行政文書について

本件行政文書は、汚泥処理許可を持つ中間処理業者（以下「報告者」とい

う。)が実施機関に提出した「産業廃棄物の処分実績報告書」の調査票(平成24年度実績分)であり、産業廃棄物の処理の実態を把握するため、実施機関が廃掃法施行細則第6条の2の規定により、産業廃棄物処理業者に前年度の処理実績について報告を求めている文書である。

### 3 条例第8条第1項第3号該当性について

条例第8条第1項第3号は、「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの。」を非開示事由として規定している。

#### (1) 本件処分において非開示とされた情報について

実施機関が条例第8条第1項第3号に該当するものとして非開示とした情報は、本件行政文書に記載された「委託者及び受託者に関する許可番号、氏名又は名称及び住所」であるが、以下において本件処分の妥当性を検討する。

#### (2) 本件行政文書の「委託者(排出事業者又は処分業者)」及び「受託者」に関する情報について

##### イ 「委託者(排出事業者又は処分業者)」及び「受託者」欄に記載された内容について

本件行政文書の「委託者(排出事業者又は処分業者)」の欄には、事業活動によって排出した産業廃棄物の処理を報告者に委託した者の許可番号、氏名又は名称及び住所が記載されている。また、「受託者」の欄には、報告者から中間処理後の廃棄物の再処理もしくは最終処分を受託した者の許可番号、氏名又は名称及び住所が記載されている。

##### ロ 条例第8条第1項第3号適用の考え方について

「1 条例の基本的な考え方について」で示したとおり、条例は原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならない、原則公開の例外を規定した条例第8条第1項各号は、非開示とする合理的な理由のある必要最小限の情報を、可能な限り限定的かつ明確に類型

化している。

条例第8条第1項第3号本文は、法人等又は事業を営む個人（以下「事業者等」という。）の正当な事業活動を保障するため、公開することにより、当該事業者等の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれる情報を非開示としているが、この正当な利益が損なわれる情報とは、生産技術、営業、販売上のノウハウに関する情報等であって、公開することにより、事業者等の事業活動が損なわれると認められるもの等である。

#### ハ 事業者等の取引関係に関する情報の性質について

一般的に事業者等の取引関係に関する情報は、これが明らかになると、同業者の営業活動によって顧客が奪われたり、個別の取引関係から事業の内部事情が推測される可能性等が考えられるため、広く公表される性質の情報ではないと考えられる。

委託者及び受託者は、事業活動の結果排出された産業廃棄物の処理、再処理又は最終処分について、報告者と取引を行った者である。本件行政文書に記載された、産業廃棄物処理業者である報告者の取引先に関する情報が、条例第8条第1項第3号本文に規定する非開示情報に該当するかについて以下検討する。

#### ニ 産業廃棄物処理業の取引関係情報について

廃掃法においては、第1条で「廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、公衆衛生の向上を図ることを目的とする。」と規定されており、産業廃棄物処理業者には、廃掃法第12条第2項の規定により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条に規定する産業廃棄物処理基準に則って産業廃棄物の処理をする義務が課されている。

この廃掃法の目的及び産業廃棄物処理業者は産業廃棄物処理基準に則って処理をするという義務を負っているという観点からすると、産業廃棄物処理業において、事業者は、事業活動の結果が周辺住民の健康又は周辺的生活環境若しくは自然環境に影響を与えるおそれが大きい場合、その事業内容について、ある程度明らかにされることは、受忍限度の範囲内であると考えられる。

この場合において、産業廃棄物の排出者が誰であるかということは、これが明らかになることにより、産業廃棄物の種類、量等の情報と組

み合わせることにより、その事業内容、考えられる生活環境・自然環境への影響等を詳細に把握できるようになるものであるから、その公開は産業廃棄物の適正処理について、県民から理解と信頼を得るために必要と考えられる。

理由書において実施機関は、取引先に関する情報が公表されると、同業他者が営業活動を行う等して顧客が奪われ、報告者の正当な利益が損なわれると述べている。

本件行政文書において、産業廃棄物の種類及び量については既に開示されており、非開示とされているのは、取引先の氏名又は名称及び住所である。

事業者等が何らかの事業活動を行った結果、事業活動に関連した産業廃棄物を排出し、その処理について産業廃棄物処理業者と取引を行うことは、ある程度予測できる情報であり、これを明らかにしたとしても、個々の契約において報告者が相手方と実際に取引した個別の処理料金額等の報告者独自の技術、営業のノウハウ等が明らかにされない限り、直ちに顧客を奪われる等の不利益が発生するとまでは考えにくい。

本件行政文書に記載された取引先である委託者及び受託者の氏名又は名称、住所並びに産業廃棄物の種類及び量を公表することは、報告者の不利益につながるおそれはあるものの、受忍限度の範囲内であると考えられる。

#### ホ 排出事業者の事業に関する情報について

また、「委託者」の氏名又は名称及び住所を明らかにすると、特定の事業者等が排出した産業廃棄物の種類及び量が明らかになる。これらは、事業者等の事業活動の内容、規模等を明らかにする情報であるが、廃掃法は第3条において「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と規定している。また、第12条第1項第7号において「事業者は、前二項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」として、事業者に対し、自らが排出した産業廃棄物に対して、発生から最終処分に至るまでの過程において、定められた基準

を遵守して処理する義務を課している。

事業者等は産業廃棄物の発生から最終処分まで自らの責任で適正に処理する義務を負っているという観点からすると、産業廃棄物処理に関し、その事業内容をある程度明らかにされることは、産業廃棄物の適正処理について、県民から理解と信頼を得るためにも、受忍限度の範囲内であると考えられる。

へ 本件処分における取引先に関する情報について

よって、本件行政文書に記載されている取引先に関する情報は、これを公表することで、報告者の事業に不利益を与えるおそれはあるが、報告者の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれるとまでは認められないので、これらの情報は条例第8条第1項第3号に該当せず、開示が妥当である。

#### 4 結論

以上のとおり、実施機関が本件行政文書に記載された「委託者及び受託者に関する許可番号、氏名又は名称及び住所」について、条例第8条第1項第3号を理由に非開示としたことは妥当ではない。

### 第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
25. 9. 30	○諮問を受けた。(諮問第200号)
25. 10. 28	○意見書の提出があった
26. 4. 21 (第332回審査会)	○事案の審議を行った。
26. 5. 22 (第333回審査会)	○事案の審議を行った。
26. 6. 23 (第334回審査会)	○事案の審議を行った。
26. 7. 22 (第335回審査会)	○事案の審議を行った。
26. 8. 25 (第336回審査会)	○事案の審議を行った。
26. 9. 24 (第337回審議会)	○事案の審議を行った。
26. 10. 27 (第338回審査会)	○事案の審議を行った。
26. 11. 26 (第339回審査会)	○事案の審議を行った。
26. 12. 24 (第340回審査会)	○事案の審議を行った。

(参 考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

（平成26年9月30日まで）

氏 名	現 職	備 考
蘆 立 順 美	学識経験者	会長職務代理者
坂 野 智 憲	法律家	
渋 谷 雅 弘	学識経験者	
杉 山 茂 雅	法律家	会長
矢 吹 眞理子	情報公開制度を理解する者	

（平成27年2月23日現在）

氏 名	現 職	備 考
蘆 立 順 美	学識経験者	会長職務代理者
齋 藤 信 一	法律家	
坂 野 智 憲	法律家	会長
渋 谷 雅 弘	学識経験者	
矢 吹 眞理子	情報公開制度を理解する者	

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事は、本件異議申立ての対象となった部分開示決定において、開示しないこととした情報を全て開示すべきである。

第2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は、平成25年7月25日、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第4条の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、下記の内容について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (1) 汚泥処理許可を持つ中間処理業者が提出した「産業廃棄物の処分実績報告書」の調査票（平成23年度実績分，電子報告も含む）
- (2) 汚泥処理許可を持つ中間処理業者が県内の各保健所に提出した「産業廃棄物の処分実績報告書」の調査票（平成24年度実績分，電子報告も含む）

- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、次のもの（以下「本件行政文書」という。）を特定した。

汚泥処理許可を持つ中間処理業者が提出した「産業廃棄物の処分実績報告書」の調査票（平成24年度実績分）

その上で、本件行政文書について、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、一部について行政文書の開示をしない理由を次のとおり付して、平成25年8月9日付けで、異議申立人に通知した。

条例第8条第1項第3号該当

対象行政文書には、法人の取引先に関する情報が含まれており、公開することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるため。

- 3 これに対し、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成25年8月29日付けで異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書等の記載によると、おおむね以下のとおりである。

実施機関は非開示の根拠として、情報公開条例第8条第1項第3号から「法人の取引先に関する情報が含まれており、公開することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるため」としていますが、産業廃棄物処理業は許認可業であり、その業者名や住所、許可番号や処理可能な廃棄物は既に公にされています。そして、委託業者や受託業者が産業廃棄物業者と商取引があることは一般的であり、上記4項目を開示することによって法人等が影響を受けることは考えられない。また、開示を求めた行政文書には価格が含まれず、さらに求めている内容は汚泥についてであり、企業活動のごく一部分であることから、競争上の地位や利益にも影響を与えるとは考えられないため、上記4項目は公になって当然の項目であり、事業者の権利や利益を害するとは認められません。このため、上記4項目を非開示とした実施機関の判断は違法であり、開示すべきと考えます。

また、東日本大震災の被災地である〇〇県〇〇市の同市長は、異議申立人が行った今回と同じような趣旨の「処分場許可事業者が提出した産業廃棄物管理交付等状況報告書（平成23年度分、平成24年度分）」という内容の開示請求に対し、平成〇〇年〇〇月〇〇日、「報告者の印の印影」以外はすべて開示しています。さらにいわき市長は、異議申立人が同趣旨で行った「排出業者が提出した産業廃棄物管理票交付等状況報告書のうち、汚泥を含むもの一切」について同年〇〇月〇〇日、報告者の印の印影以外は全て開示しています。〇〇市情報公開条例にも情報公開条例第8条第1項第3号と同様の規定がありますが、〇〇市長はこの条例部分を根拠とすることはなく、開示しています。さらに、〇〇県〇〇市でも、異議申立人が行った同趣旨の「排出事業者が提出した産業廃棄物管理票交付等状況報告書のうち、汚泥を

含むもの一切」と「中間処理業者が提出した産業廃棄物管理票交付等状況報告書」についても、同年〇〇月〇〇日に法人の代表者印の印影以外は全面的に開示し、上記4項目も開示しております。産業廃棄物管理票交付等状況報告書と処分実績報告書は同じような記載内容がある文書です。

行政情報を幅広く公にする情報公開制度に則りますと、実施機関の開示をしないという判断は条例の適用を誤っており、上記4項目を開示すべきだと考えます。

なお、〇〇市、〇〇市以外でも首都圏ですと、〇〇県〇〇市が、九州の〇〇県も同じような行政文書で、上記4項目に該当する情報を開示していることもお伝えします。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書等において述べている内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 当該行政文書の中の委託者等に関する情報（許可番号、氏名又は名称、住所）は、報告者が営業活動等により取得した重要な顧客など、営業、販売上の取引先に関する情報であり、これらの取引先の情報は一般には公開されておらず、これらの取引先の情報が公になることにより、他の同業者が容易に顧客情報を入手することが可能になり、この同業者が委託者、すなわち排出事業者に対して通常知り得ない顧客情報をもとに営業活動を持ちかけるなどの行為があった場合には、報告者が不利益を被る可能性がある。

なお、一部を除いて非開示としているのは、委託者が国、地方公共団体であった場合には開示しているためである。

- (2) 当該行政文書は県内の産業廃棄物の処理の実態を把握するため、その発生、移動、処理の状況等について、報告年の前年度1年分の処理実績の報告を求めているものであるが、これは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）に基づいたものではなく、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和53年宮城県規則第7号。以下「廃掃法施行細則」という。）第6条の2の規定に基づき、県独自に事業者からの報告を求めているものである。報告内容については各事業者毎に集計を行い、産業廃棄物の種類別に処分量を公表しており、排出事業者が適正な処理業者を選定する際の資料として活用するこ

とや、当県の廃棄物行政の施策推進のための基礎的な資料を得ることを目的として報告を求めているものであり、報告された個々の情報を一般に公開することを目的としたものではない。

(3) 条例第8条第1項第3号ただし書においては、「事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。」と規定されており、これに該当する場合は非開示対象から除外される。しかし、異議申立人は、開示請求対象を特定の事業者についてではなく、汚泥処分業者全般としており、現実には被害が発生していたり、危害の未然防止や拡大防止のために開示が必要な情報とは考えられず、同号ただし書の規定に該当するものとは認められない。

(4) なお、異議申立人は、異議申立書において、他の自治体における情報公開条例の例をもとに本件処分に係る異議を申し立てているが、情報公開条例は各自治体でそれぞれ制定しているものであり、条例の解釈、制度の運用は、その条例を制定した自治体で判断するものであることから、他の自治体の例をもって本件処分に影響を与えるものではない。

これらのことから、実施機関は、条例第8条第1項第3号に該当すると判断した情報を非開示としたものである。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

### 2 本件行政文書について

本件行政文書は、汚泥処理許可を持つ中間処理業者（以下「報告者」とい

う。)が実施機関に提出した「産業廃棄物の処分実績報告書」の調査票(平成24年度実績分)であり、産業廃棄物の処理の実態を把握するため、実施機関が廃掃法施行細則第6条の2の規定により、産業廃棄物処理業者に前年度の処理実績について報告を求めている文書である。

### 3 条例第8条第1項第3号該当性について

条例第8条第1項第3号は、「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの。」を非開示事由として規定している。

#### (1) 本件処分において非開示とされた情報について

実施機関が条例第8条第1項第3号に該当するものとして非開示とした情報は、本件行政文書に記載された「委託者及び受託者に関する許可番号、氏名又は名称及び住所」であるが、以下において本件処分の妥当性を検討する。

#### (2) 本件行政文書の「委託者(排出事業者又は処分業者)」及び「受託者」に関する情報について

##### イ 「委託者(排出事業者又は処分業者)」及び「受託者」欄に記載された内容について

本件行政文書の「委託者(排出事業者又は処分業者)」の欄には、事業活動によって排出した産業廃棄物の処理を報告者に委託した者の許可番号、氏名又は名称及び住所が記載されている。また、「受託者」の欄には、報告者から中間処理後の廃棄物の再処理もしくは最終処分を受託した者の許可番号、氏名又は名称及び住所が記載されている。

##### ロ 条例第8条第1項第3号適用の考え方について

「1 条例の基本的な考え方について」で示したとおり、条例は原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならない、原則公開の例外を規定した条例第8条第1項各号は、非開示とする合理的な理由のある必要最小限の情報を、可能な限り限定的かつ明確に類型

化している。

条例第8条第1項第3号本文は、法人等又は事業を営む個人（以下「事業者等」という。）の正当な事業活動を保障するため、公開することにより、当該事業者等の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれる情報を非開示としているが、この正当な利益が損なわれる情報とは、生産技術、営業、販売上のノウハウに関する情報等であって、公開することにより、事業者等の事業活動が損なわれると認められるもの等である。

#### ハ 事業者等の取引関係に関する情報の性質について

一般的に事業者等の取引関係に関する情報は、これが明らかになると、同業者の営業活動によって顧客が奪われたり、個別の取引関係から事業の内部事情が推測される可能性等が考えられるため、広く公表される性質の情報ではないと考えられる。

委託者及び受託者は、事業活動の結果排出された産業廃棄物の処理、再処理又は最終処分について、報告者と取引を行った者である。本件行政文書に記載された、産業廃棄物処理業者である報告者の取引先に関する情報が、条例第8条第1項第3号本文に規定する非開示情報に該当するかについて以下検討する。

#### ニ 産業廃棄物処理業の取引関係情報について

廃掃法においては、第1条で「廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、公衆衛生の向上を図ることを目的とする。」と規定されており、産業廃棄物処理業者には、廃掃法第12条第2項の規定により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条に規定する産業廃棄物処理基準に則って産業廃棄物の処理をする義務が課されている。

この廃掃法の目的及び産業廃棄物処理業者は産業廃棄物処理基準に則って処理をするという義務を負っているという観点からすると、産業廃棄物処理業において、事業者は、事業活動の結果が周辺住民の健康又は周辺的生活環境若しくは自然環境に影響を与えるおそれが大きいため、その事業内容について、ある程度明らかにされることは、受忍限度の範囲内であると考えられる。

この場合において、産業廃棄物の排出者が誰であるかということは、これが明らかになることにより、産業廃棄物の種類、量等の情報と組

み合わせるにより、その事業内容、考えられる生活環境・自然環境への影響等を詳細に把握できるようになるものであるから、その公開は産業廃棄物の適正処理について、県民から理解と信頼を得るために必要と考えられる。

理由書において実施機関は、取引先に関する情報が公表されると、同業他者が営業活動を行う等して顧客が奪われ、報告者の正当な利益が損なわれると述べている。

本件行政文書において、産業廃棄物の種類及び量については既に開示されており、非開示とされているのは、取引先の氏名又は名称及び住所である。

事業者等が何らかの事業活動を行った結果、事業活動に関連した産業廃棄物を排出し、その処理について産業廃棄物処理業者と取引を行うことは、ある程度予測できる情報であり、これを明らかにしたとしても、個々の契約において報告者が相手方と実際に取引した個別の処理料金額等の報告者独自の技術、営業のノウハウ等が明らかにされない限り、直ちに顧客を奪われる等の不利益が発生するとまでは考えにくい。

本件行政文書に記載された取引先である委託者及び受託者の氏名又は名称、住所並びに産業廃棄物の種類及び量を公表することは、報告者の不利益につながるおそれはあるものの、受忍限度の範囲内であると考えられる。

#### ホ 排出事業者の事業に関する情報について

また、「委託者」の氏名又は名称及び住所を明らかにすると、特定の事業者等が排出した産業廃棄物の種類及び量が明らかになる。これらは、事業者等の事業活動の内容、規模等を明らかにする情報であるが、廃掃法は第3条において「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と規定している。また、第12条第1項第7号において「事業者は、前二項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」として、事業者に対し、自らが排出した産業廃棄物に対して、発生から最終処分に至るまでの過程において、定められた基準

を遵守して処理する義務を課している。

事業者等は産業廃棄物の発生から最終処分まで自らの責任で適正に処理する義務を負っているという観点からすると、産業廃棄物処理に関し、その事業内容をある程度明らかにされることは、産業廃棄物の適正処理について、県民から理解と信頼を得るためにも、受忍限度の範囲内であると考えられる。

へ 本件処分における取引先に関する情報について

よって、本件行政文書に記載されている取引先に関する情報は、これを公表することで、報告者の事業に不利益を与えるおそれはあるが、報告者の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれるとまでは認められないので、これらの情報は条例第8条第1項第3号に該当せず、開示が妥当である。

#### 4 結論

以上のとおり、実施機関が本件行政文書に記載された「委託者及び受託者に関する許可番号、氏名又は名称及び住所」について、条例第8条第1項第3号を理由に非開示としたことは妥当ではない。

### 第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
25. 9. 30	○諮問を受けた。(諮問第201号)
25. 10. 28	○意見書の提出があった
26. 4. 21 (第332回審査会)	○事案の審議を行った。
26. 5. 22 (第333回審査会)	○事案の審議を行った。
26. 6. 23 (第334回審査会)	○事案の審議を行った。
26. 7. 22 (第335回審査会)	○事案の審議を行った。
26. 8. 25 (第336回審査会)	○事案の審議を行った。
26. 9. 24 (第337回審議会)	○事案の審議を行った。
26. 10. 27 (第338回審査会)	○事案の審議を行った。
26. 11. 26 (第339回審査会)	○事案の審議を行った。
26. 12. 24 (第340回審査会)	○事案の審議を行った。

(参 考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

（平成26年9月30日まで）

氏 名	現 職	備 考
蘆 立 順 美	学識経験者	会長職務代理者
坂 野 智 憲	法律家	
渋 谷 雅 弘	学識経験者	
杉 山 茂 雅	法律家	会長
矢 吹 眞理子	情報公開制度を理解する者	

（平成27年2月23日現在）

氏 名	現 職	備 考
蘆 立 順 美	学識経験者	会長職務代理者
齋 藤 信 一	法律家	
坂 野 智 憲	法律家	会長
渋 谷 雅 弘	学識経験者	
矢 吹 眞理子	情報公開制度を理解する者	

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事は、本件異議申立ての対象となった部分開示決定において、開示しないこととした情報を全て開示すべきである。

第2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は、平成25年7月25日、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第4条の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、下記の内容について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (1) 汚泥処理許可を持つ中間処理業者が提出した「産業廃棄物の処分実績報告書」の調査票（平成23年度実績分、電子報告も含む）
- (2) 汚泥処理許可を持つ中間処理業者が県内の各保健所に提出した「産業廃棄物の処分実績報告書」の調査票（平成24年度実績分、電子報告も含む）

- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、次のもの（以下「本件行政文書」という。）を特定した。

汚泥処理許可を持つ中間処理業者が提出した「産業廃棄物の処分実績報告書」の調査票（平成23年度及び平成24年度実績分）

その上で、本件行政文書について、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、一部について行政文書の開示をしない理由を次のとおり付して、平成25年8月8日付けで、異議申立人に通知した。

条例第8条第1項第3号該当

対象行政文書には、法人の取引先に関する情報が含まれており、公開することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるため。

- 3 これに対し、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成25年8月29日付けで異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

- 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

- 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書等の記載によると、おおむね以下のとおりである。

実施機関は非開示の根拠として、情報公開条例第8条第1項第3号から「法人の取引先に関する情報が含まれており、公開することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるため」としていますが、産業廃棄物処理業は許認可業であり、その業者名や住所、許可番号や処理可能な廃棄物は既に公にされています。そして、委託業者や受託業者が産業廃棄物業者と商取引があることは一般的であり、上記4項目を開示することによって法人等が影響を受けることは考えられない。また、開示を求めた行政文書には価格が含まれず、さらに求めている内容は汚泥についてであり、企業活動のごく一部分であることから、競争上の地位や利益にも影響を与えるとは考えられないため、上記4項目は公になって当然の項目であり、事業者の権利や利益を害するとは認められません。このため、上記4項目を非開示とした実施機関の判断は違法であり、開示すべきと考えます。

また、東日本大震災の被災地である〇〇県〇〇市の同市長は、異議申立人が行った今回と同じような趣旨の「処分場許可事業者が提出した産業廃棄物管理交付等状況報告書（平成23年度分、平成24年度分）」という内容の開示請求に対し、平成〇〇年〇〇月〇〇日、「報告者の印の印影」以外はすべて開示しています。さらに〇〇市長は、異議申立人が同趣旨で行った「排出業者が提出した産業廃棄物管理票交付等状況報告書のうち、汚泥を含むもの一切」について同年〇〇月〇〇日、報告者の印の印影以外は全て開示しています。〇〇市情報公開条例にも情報公開条例第8条第1項第3号と同様の規定がありますが、〇〇市長はこの条例部分を根拠とすることはなく、開示しています。さらに、〇〇県〇〇市でも、異議申立人が行った同趣旨の「排出事業者が提出した産業廃棄物管理票交付等状況報告書のうち、汚泥を含む

もの一切」と「中間処理業者が提出した産業廃棄物管理票交付等状況報告書」についても、同年〇〇月〇〇日に法人の代表者印の印影以外は全面的に開示し、上記4項目も開示しております。産業廃棄物管理票交付等状況報告書と処分実績報告書は同じような記載内容がある文書です。

行政情報を幅広く公にする情報公開制度に則りますと、実施機関の開示をしないという判断は条例の適用を誤っており、上記4項目を開示すべきだと考えます。

なお、〇〇市、〇〇市以外でも首都圏ですと、〇〇県〇〇市が、九州の〇〇県も同じような行政文書で、上記4項目に該当する情報を開示していることもお伝えします。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書等において述べている内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 当該行政文書の中の委託者等に関する情報（許可番号、氏名又は名称、住所）は、報告者が営業活動等により取得した重要な顧客など、営業、販売上の取引先に関する情報であり、これらの取引先の情報は一般には公開されておらず、これらの取引先の情報が公になることにより、他の同業者が容易に顧客情報を入手することが可能になり、この同業者が委託者、すなわち排出事業者に対して通常知り得ない顧客情報をもとに営業活動を持ちかけるなどの行為があった場合には、報告者が不利益を被る可能性がある。

なお、一部を除いて非開示としているのは、委託者が国、地方公共団体であった場合には開示しているためである。

- (2) 当該行政文書は県内の産業廃棄物の処理の実態を把握するため、その発生、移動、処理の状況等について、報告年の前年度1年分の処理実績の報告を求めているものであるが、これは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）に基づいたものではなく、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和53年宮城県規則第7号。以下「廃掃法施行細則」という。）第6条の2の規定に基づき、県独自に事業者からの報告を求めているものである。報告内容については各事業者毎に集計を行い、産業廃棄物の種類別に処分量を公表しており、排出事業者が適正な処理業者を選定する際の資料として活用するこ

とや、当県の廃棄物行政の施策推進のための基礎的な資料を得ることを目的として報告を求めているものであり、報告された個々の情報を一般に公開することを目的としたものではない。

(3) 条例第8条第1項第3号ただし書においては、「事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。」と規定されており、これに該当する場合は非開示対象から除外される。しかし、異議申立人は、開示請求対象を特定の事業者についてではなく、汚泥処分業者全般としており、現実には被害が発生していたり、危害の未然防止や拡大防止のために開示が必要な情報とは考えられず、同号ただし書の規定に該当するものとは認められない。

(4) なお、異議申立人は、異議申立書において、他の自治体における情報公開条例の例をもとに本件処分に係る異議を申し立てているが、情報公開条例は各自治体でそれぞれ制定しているものであり、条例の解釈、制度の運用は、その条例を制定した自治体で判断するものであることから、他の自治体の例をもって本件処分に影響を与えるものではない。

これらのことから、実施機関は、条例第8条第1項第3号に該当すると判断した情報を非開示としたものである。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

### 2 本件行政文書について

本件行政文書は、汚泥処理許可を持つ中間処理業者（以下「報告者」とい

う。)が実施機関に提出した「産業廃棄物の処分実績報告書」の調査票(平成24年度実績分)であり、産業廃棄物の処理の実態を把握するため、実施機関が廃掃法施行細則第6条の2の規定により、産業廃棄物処理業者に前年度の処理実績について報告を求めている文書である。

### 3 条例第8条第1項第3号該当性について

条例第8条第1項第3号は、「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの。」を非開示事由として規定している。

#### (1) 本件処分において非開示とされた情報について

実施機関が条例第8条第1項第3号に該当するものとして非開示とした情報は、本件行政文書に記載された「委託者及び受託者に関する許可番号、氏名又は名称及び住所」であるが、以下において本件処分の妥当性を検討する。

#### (2) 本件行政文書の「委託者(排出事業者又は処分業者)」及び「受託者」に関する情報について

##### イ 「委託者(排出事業者又は処分業者)」及び「受託者」欄に記載された内容について

本件行政文書の「委託者(排出事業者又は処分業者)」の欄には、事業活動によって排出した産業廃棄物の処理を報告者に委託した者の許可番号、氏名又は名称及び住所が記載されている。また、「受託者」の欄には、報告者から中間処理後の廃棄物の再処理もしくは最終処分を受託した者の許可番号、氏名又は名称及び住所が記載されている。

##### ロ 条例第8条第1項第3号適用の考え方について

「1 条例の基本的な考え方について」で示したとおり、条例は原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならない、原則公開の例外を規定した条例第8条第1項各号は、非開示とする合理的な理由のある必要最小限の情報を、可能な限り限定的かつ明確に類型

化している。

条例第8条第1項第3号本文は、法人等又は事業を営む個人（以下「事業者等」という。）の正当な事業活動を保障するため、公開することにより、当該事業者等の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれる情報を非開示としているが、この正当な利益が損なわれる情報とは、生産技術、営業、販売上のノウハウに関する情報等であって、公開することにより、事業者等の事業活動が損なわれると認められるもの等である。

#### ハ 事業者等の取引関係に関する情報の性質について

一般的に事業者等の取引関係に関する情報は、これが明らかになると、同業者の営業活動によって顧客が奪われたり、個別の取引関係から事業の内部事情が推測される可能性等が考えられるため、広く公表される性質の情報ではないと考えられる。

委託者及び受託者は、事業活動の結果排出された産業廃棄物の処理、再処理又は最終処分について、報告者と取引を行った者である。本件行政文書に記載された、産業廃棄物処理業者である報告者の取引先に関する情報が、条例第8条第1項第3号本文に規定する非開示情報に該当するかについて以下検討する。

#### ニ 産業廃棄物処理業の取引関係情報について

廃掃法においては、第1条で「廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、公衆衛生の向上を図ることを目的とする。」と規定されており、産業廃棄物処理業者には、廃掃法第12条第2項の規定により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条に規定する産業廃棄物処理基準に則って産業廃棄物の処理をする義務が課されている。

この廃掃法の目的及び産業廃棄物処理業者は産業廃棄物処理基準に則って処理をするという義務を負っているという観点からすると、産業廃棄物処理業において、事業者は、事業活動の結果が周辺住民の健康又は周辺的生活環境若しくは自然環境に影響を与えるおそれが大きいため、その事業内容について、ある程度明らかにされることは、受忍限度の範囲内であると考えられる。

この場合において、産業廃棄物の排出者が誰であるかということは、これが明らかになることにより、産業廃棄物の種類、量等の情報と組

み合わせることにより、その事業内容、考えられる生活環境・自然環境への影響等を詳細に把握できるようになるものであるから、その公開は産業廃棄物の適正処理について、県民から理解と信頼を得るために必要と考えられる。

理由書において実施機関は、取引先に関する情報が公表されると、同業他者が営業活動を行う等して顧客が奪われ、報告者の正当な利益が損なわれると述べている。

本件行政文書において、産業廃棄物の種類及び量については既に開示されており、非開示とされているのは、取引先の氏名又は名称及び住所である。

事業者等が何らかの事業活動を行った結果、事業活動に関連した産業廃棄物を排出し、その処理について産業廃棄物処理業者と取引を行うことは、ある程度予測できる情報であり、これを明らかにしたとしても、個々の契約において報告者が相手方と実際に取引した個別の処理料金額等の報告者独自の技術、営業のノウハウ等が明らかにされない限り、直ちに顧客を奪われる等の不利益が発生するとまでは考えにくい。

本件行政文書に記載された取引先である委託者及び受託者の氏名又は名称、住所並びに産業廃棄物の種類及び量を公表することは、報告者の不利益につながるおそれはあるものの、受忍限度の範囲内であると考えられる。

#### ホ 排出事業者の事業に関する情報について

また、「委託者」の氏名又は名称及び住所を明らかにすると、特定の事業者等が排出した産業廃棄物の種類及び量が明らかになる。これらは、事業者等の事業活動の内容、規模等を明らかにする情報であるが、廃掃法は第3条において「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と規定している。また、第12条第1項第7号において「事業者は、前二項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。」として、事業者に対し、自らが排出した産業廃棄物に対して、発生から最終処分に至るまでの過程において、定められた基準

を遵守して処理する義務を課している。

事業者等は産業廃棄物の発生から最終処分まで自らの責任で適正に処理する義務を負っているという観点からすると、産業廃棄物処理に関し、その事業内容をある程度明らかにされることは、産業廃棄物の適正処理について、県民から理解と信頼を得るためにも、受忍限度の範囲内であると考えられる。

へ 本件処分における取引先に関する情報について

よって、本件行政文書に記載されている取引先に関する情報は、これを公表することで、報告者の事業に不利益を与えるおそれはあるが、報告者の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれるとまでは認められないので、これらの情報は条例第8条第1項第3号に該当せず、開示が妥当である。

#### 4 結論

以上のとおり、実施機関が本件行政文書に記載された「委託者及び受託者に関する許可番号、氏名又は名称及び住所」について、条例第8条第1項第3号を理由に非開示としたことは妥当ではない。

### 第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
25. 9. 30	○諮問を受けた。(諮問第202号)
25. 10. 28	○意見書の提出があった
26. 4. 21 (第332回審査会)	○事案の審議を行った。
26. 5. 22 (第333回審査会)	○事案の審議を行った。
26. 6. 23 (第334回審査会)	○事案の審議を行った。
26. 7. 22 (第335回審査会)	○事案の審議を行った。
26. 8. 25 (第336回審査会)	○事案の審議を行った。
26. 9. 24 (第337回審議会)	○事案の審議を行った。
26. 10. 27 (第338回審査会)	○事案の審議を行った。
26. 11. 26 (第339回審査会)	○事案の審議を行った。
26. 12. 24 (第340回審査会)	○事案の審議を行った。

(参 考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

（平成26年9月30日まで）

氏 名	現 職	備 考
蘆 立 順 美	学識経験者	会長職務代理者
坂 野 智 憲	法律家	
渋 谷 雅 弘	学識経験者	
杉 山 茂 雅	法律家	会長
矢 吹 眞理子	情報公開制度を理解する者	

（平成27年2月23日現在）

氏 名	現 職	備 考
蘆 立 順 美	学識経験者	会長職務代理者
齋 藤 信 一	法律家	
坂 野 智 憲	法律家	会長
渋 谷 雅 弘	学識経験者	
矢 吹 眞理子	情報公開制度を理解する者	

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事は、本件異議申立ての対象となった部分開示決定において、開示しないこととした情報を全て開示すべきである。

第2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は、平成25年7月25日、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第4条の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、下記の内容について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (1) 汚泥処理許可を持つ中間処理業者が提出した「産業廃棄物の処分実績報告書」の調査票（平成23年度実績分、電子報告も含む）
- (2) 汚泥処理許可を持つ中間処理業者が県内の各保健所に提出した「産業廃棄物の処分実績報告書」の調査票（平成24年度実績分、電子報告も含む）

- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、次のもの（以下「本件行政文書」という。）を特定した。

汚泥処理許可を持つ中間処理業者が提出した「産業廃棄物の処分実績報告書」の調査票（平成24年度実績分）

その上で、本件行政文書について、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、一部について行政文書の開示をしない理由を次のとおり付して、平成25年8月8日付けで、異議申立人に通知した。

条例第8条第1項第3号該当

対象行政文書には、法人の取引先に関する情報が含まれており、公開することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるため。

- 3 これに対し、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成25年8月29日付けで異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

- 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

- 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書等の記載によると、おおむね以下のとおりである。

実施機関は非開示の根拠として、情報公開条例第8条第1項第3号から「法人の取引先に関する情報が含まれており、公開することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるため」としていますが、産業廃棄物処理業は許認可業であり、その業者名や住所、許可番号や処理可能な廃棄物は既に公にされています。そして、委託業者や受託業者が産業廃棄物業者と商取引があることは一般的であり、上記4項目を開示することによって法人等が影響を受けることは考えられない。また、開示を求めた行政文書には価格が含まれず、さらに求めている内容は汚泥についてであり、企業活動のごく一部分であることから、競争上の地位や利益にも影響を与えるとは考えられないため、上記4項目は公になって当然の項目であり、事業者の権利や利益を害するとは認められません。このため、上記4項目を非開示とした実施機関の判断は違法であり、開示すべきと考えます。

また、東日本大震災の被災地である〇〇県〇〇市の同市長は、異議申立人が行った今回と同じような趣旨の「処分場許可事業者が提出した産業廃棄物管理交付等状況報告書（平成23年度分、平成24年度分）」という内容の開示請求に対し、平成〇〇年〇〇月〇〇日、「報告者の印の印影」以外はすべて開示しています。さらに〇〇市長は、異議申立人が同趣旨で行った「排出業者が提出した産業廃棄物管理票交付等状況報告書のうち、汚泥を含むもの一切」について同年〇〇月〇〇日、報告者の印の印影以外は全て開示しています。〇〇市情報公開条例にも情報公開条例第8条第1項第3号と同様の規定がありますが、〇〇市長はこの条例部分を根拠とすることはなく、開示しています。さらに、〇〇県〇〇市でも、異議申立人が行った同趣旨の「排出事業者が提出した産業廃棄物管理票交付等状況報告書のうち、汚泥を含む

もの一切」と「中間処理業者が提出した産業廃棄物管理票交付等状況報告書」についても、同年〇〇月〇〇日に法人の代表者印の印影以外は全面的に開示し、上記4項目も開示しております。産業廃棄物管理票交付等状況報告書と処分実績報告書は同じような記載内容がある文書です。

行政情報を幅広く公にする情報公開制度に則りますと、実施機関の開示をしないという判断は条例の適用を誤っており、上記4項目を開示すべきだと考えます。

なお、〇〇市、〇〇市以外でも首都圏ですと、〇〇県〇〇市が、九州の〇〇県も同じような行政文書で、上記4項目に該当する情報を開示していることもお伝えします。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書等において述べている内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 当該行政文書の中の委託者等に関する情報（許可番号、氏名又は名称、住所）は、報告者が営業活動等により取得した重要な顧客など、営業、販売上の取引先に関する情報であり、これらの取引先の情報は一般には公開されておらず、これらの取引先の情報が公になることにより、他の同業者が容易に顧客情報を入手することが可能になり、この同業者が委託者、すなわち排出事業者に対して通常知り得ない顧客情報をもとに営業活動を持ちかけるなどの行為があった場合には、報告者が不利益を被る可能性がある。

なお、一部を除いて非開示としているのは、委託者が国、地方公共団体であった場合には開示しているためである。

- (2) 当該行政文書は県内の産業廃棄物の処理の実態を把握するため、その発生、移動、処理の状況等について、報告年の前年度1年分の処理実績の報告を求めているものであるが、これは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）に基づいたものではなく、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和53年宮城県規則第7号。以下「廃掃法施行細則」という。）第6条の2の規定に基づき、県独自に事業者からの報告を求めているものである。報告内容については各事業者毎に集計を行い、産業廃棄物の種類別に処分量を公表しており、排出事業者が適正な処理業者を選定する際の資料として活用するこ

とや、当県の廃棄物行政の施策推進のための基礎的な資料を得ることを目的として報告を求めているものであり、報告された個々の情報を一般に公開することを目的としたものではない。

(3) 条例第8条第1項第3号ただし書においては、「事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。」と規定されており、これに該当する場合は非開示対象から除外される。しかし、異議申立人は、開示請求対象を特定の事業者についてではなく、汚泥処分業者全般としており、現実には被害が発生していたり、危害の未然防止や拡大防止のために開示が必要な情報とは考えられず、同号ただし書の規定に該当するものとは認められない。

(4) なお、異議申立人は、異議申立書において、他の自治体における情報公開条例の例をもとに本件処分に係る異議を申し立てているが、情報公開条例は各自治体でそれぞれ制定しているものであり、条例の解釈、制度の運用は、その条例を制定した自治体で判断するものであることから、他の自治体の例をもって本件処分に影響を与えるものではない。

これらのことから、実施機関は、条例第8条第1項第3号に該当すると判断した情報を非開示としたものである。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

### 2 本件行政文書について

本件行政文書は、汚泥処理許可を持つ中間処理業者（以下「報告者」とい

う。)が実施機関に提出した「産業廃棄物の処分実績報告書」の調査票(平成24年度実績分)であり、産業廃棄物の処理の実態を把握するため、実施機関が廃掃法施行細則第6条の2の規定により、産業廃棄物処理業者に前年度の処理実績について報告を求めている文書である。

### 3 条例第8条第1項第3号該当性について

条例第8条第1項第3号は、「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの。」を非開示事由として規定している。

#### (1) 本件処分において非開示とされた情報について

実施機関が条例第8条第1項第3号に該当するものとして非開示とした情報は、本件行政文書に記載された「委託者及び受託者に関する許可番号、氏名又は名称及び住所」であるが、以下において本件処分の妥当性を検討する。

#### (2) 本件行政文書の「委託者(排出事業者又は処分業者)」及び「受託者」に関する情報について

##### イ 「委託者(排出事業者又は処分業者)」及び「受託者」欄に記載された内容について

本件行政文書の「委託者(排出事業者又は処分業者)」の欄には、事業活動によって排出した産業廃棄物の処理を報告者に委託した者の許可番号、氏名又は名称及び住所が記載されている。また、「受託者」の欄には、報告者から中間処理後の廃棄物の再処理もしくは最終処分を受託した者の許可番号、氏名又は名称及び住所が記載されている。

##### ロ 条例第8条第1項第3号適用の考え方について

「1 条例の基本的な考え方について」で示したとおり、条例は原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならない、原則公開の例外を規定した条例第8条第1項各号は、非開示とする合理的な理由のある必要最小限の情報を、可能な限り限定的かつ明確に類型

化している。

条例第8条第1項第3号本文は、法人等又は事業を営む個人（以下「事業者等」という。）の正当な事業活動を保障するため、公開することにより、当該事業者等の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれる情報を非開示としているが、この正当な利益が損なわれる情報とは、生産技術、営業、販売上のノウハウに関する情報等であって、公開することにより、事業者等の事業活動が損なわれると認められるもの等である。

#### ハ 事業者等の取引関係に関する情報の性質について

一般的に事業者等の取引関係に関する情報は、これが明らかになると、同業者の営業活動によって顧客が奪われたり、個別の取引関係から事業の内部事情が推測される可能性等が考えられるため、広く公表される性質の情報ではないと考えられる。

委託者及び受託者は、事業活動の結果排出された産業廃棄物の処理、再処理又は最終処分について、報告者と取引を行った者である。本件行政文書に記載された、産業廃棄物処理業者である報告者の取引先に関する情報が、条例第8条第1項第3号本文に規定する非開示情報に該当するかについて以下検討する。

#### ニ 産業廃棄物処理業の取引関係情報について

廃掃法においては、第1条で「廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、公衆衛生の向上を図ることを目的とする。」と規定されており、産業廃棄物処理業者には、廃掃法第12条第2項の規定により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条に規定する産業廃棄物処理基準に則って産業廃棄物の処理をする義務が課されている。

この廃掃法の目的及び産業廃棄物処理業者は産業廃棄物処理基準に則って処理をするという義務を負っているという観点からすると、産業廃棄物処理業において、事業者は、事業活動の結果が周辺住民の健康又は周辺的生活環境若しくは自然環境に影響を与えるおそれが大きいため、その事業内容について、ある程度明らかにされることは、受忍限度の範囲内であると考えられる。

この場合において、産業廃棄物の排出者が誰であるかということは、これが明らかになることにより、産業廃棄物の種類、量等の情報と組

み合わせるにより、その事業内容、考えられる生活環境・自然環境への影響等を詳細に把握できるようになるものであるから、その公開は産業廃棄物の適正処理について、県民から理解と信頼を得るために必要と考えられる。

理由書において実施機関は、取引先に関する情報が公表されると、同業他者が営業活動を行う等して顧客が奪われ、報告者の正当な利益が損なわれると述べている。

本件行政文書において、産業廃棄物の種類及び量については既に開示されており、非開示とされているのは、取引先の氏名又は名称及び住所である。

事業者等が何らかの事業活動を行った結果、事業活動に関連した産業廃棄物を排出し、その処理について産業廃棄物処理業者と取引を行うことは、ある程度予測できる情報であり、これを明らかにしたとしても、個々の契約において報告者が相手方と実際に取引した個別の処理料金額等の報告者独自の技術、営業のノウハウ等が明らかにされない限り、直ちに顧客を奪われる等の不利益が発生するとまでは考えにくい。

本件行政文書に記載された取引先である委託者及び受託者の氏名又は名称、住所並びに産業廃棄物の種類及び量を公表することは、報告者の不利益につながるおそれはあるものの、受忍限度の範囲内であると考えられる。

#### ホ 排出事業者の事業に関する情報について

また、「委託者」の氏名又は名称及び住所を明らかにすると、特定の事業者等が排出した産業廃棄物の種類及び量が明らかになる。これらは、事業者等の事業活動の内容、規模等を明らかにする情報であるが、廃掃法は第3条において「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と規定している。また、第12条第1項第7号において「事業者は、前二項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」として、事業者に対し、自らが排出した産業廃棄物に対して、発生から最終処分に至るまでの過程において、定められた基準

を遵守して処理する義務を課している。

事業者等は産業廃棄物の発生から最終処分まで自らの責任で適正に処理する義務を負っているという観点からすると、産業廃棄物処理に関し、その事業内容をある程度明らかにされることは、産業廃棄物の適正処理について、県民から理解と信頼を得るためにも、受忍限度の範囲内であると考えられる。

へ 本件処分における取引先に関する情報について

よって、本件行政文書に記載されている取引先に関する情報は、これを公表することで、報告者の事業に不利益を与えるおそれはあるが、報告者の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれるとまでは認められないので、これらの情報は条例第8条第1項第3号に該当せず、開示が妥当である。

#### 4 結論

以上のとおり、実施機関が本件行政文書に記載された「委託者及び受託者に関する許可番号、氏名又は名称及び住所」について、条例第8条第1項第3号を理由に非開示としたことは妥当ではない。

### 第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
25. 9. 30	○諮問を受けた。(諮問第203号)
25. 10. 28	○意見書の提出があった
26. 4. 21 (第332回審査会)	○事案の審議を行った。
26. 5. 22 (第333回審査会)	○事案の審議を行った。
26. 6. 23 (第334回審査会)	○事案の審議を行った。
26. 7. 22 (第335回審査会)	○事案の審議を行った。
26. 8. 25 (第336回審査会)	○事案の審議を行った。
26. 9. 24 (第337回審議会)	○事案の審議を行った。
26. 10. 27 (第338回審査会)	○事案の審議を行った。
26. 11. 26 (第339回審査会)	○事案の審議を行った。
26. 12. 24 (第340回審査会)	○事案の審議を行った。

(参 考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

（平成26年9月30日まで）

氏 名	現 職	備 考
蘆 立 順 美	学識経験者	会長職務代理者
坂 野 智 憲	法律家	
渋 谷 雅 弘	学識経験者	
杉 山 茂 雅	法律家	会長
矢 吹 眞理子	情報公開制度を理解する者	

（平成27年2月23日現在）

氏 名	現 職	備 考
蘆 立 順 美	学識経験者	会長職務代理者
齋 藤 信 一	法律家	
坂 野 智 憲	法律家	会長
渋 谷 雅 弘	学識経験者	
矢 吹 眞理子	情報公開制度を理解する者	